

克服へ

識者インタビュー

復興の根拠法制定を急げ



「阪神・淡路震災復興委員会」委員
調査委員を歴任。2006年4月
から「ひょうご震災研究
機構」研究員として勤務。68歳。

支給が行われている。日本でも、被災者には柔軟に現金の給付を行うべきだろう。現金を支給して、家やマンションを買うなり、借りるなり、住む場所を自由に選んでもらえば、生活再建の助けになるはずだ。

援金の使途が住宅の解体や、生活必需品の購入などに限定された。2007年の改正で使途や受給者の制限がなくなったが、支給額は最大でも300万円と、今回の災害に対する支援としては不十分なままだ。

こうした現行法上の制約を取り払うためには、阪神大震災を教訓として、関西学院大災害復興研究所がまとめた「災害復興基本法」の試案が、一つの指針となるのではないか。

拠を置き、現場を見ながら指揮を執るべきだ。復興財源には、復興消費税や復興債などの発行が考えられるだろう。阪神大震災後、神戸市の人口は10万人減り、震災前の水準に戻るのに10年かかったが、戻った人の多くは、かつての住民ではない。

今回の被災地には過疎地も含まれ、土地を離れた住民はなかなか帰ってこないだろう。復興には、新たな産業創設が不可欠で、国会での議論が立ち消えになった首都機能が移転先を被災地とするぐらいの発想も必要だ。

今こそ、官僚の小手先の技術ではなく、政治の指導力による抜本的な災害復興統治の仕組みを確立しなければならぬ。（聞き手・大阪社会部 稲垣収一）

はやし としひこ
林 敏彦氏 (同志社大教授)

法」などの現行法には、「復興」でなく、「復旧」の概念しかない。

例えば、国の補助で行う道路や港湾、河川など社会資本の再建は、「原形復旧」が原則となる。だが、今回は町が消滅し、地形そのものが変わった所さえある。社会資本を

単に被災直前の姿に戻すだけでは意味がない。復興とは、以前より良いものに作り変えていくことなのだ。

また、被災者の支援では、物資供給や仮設、復興住宅の建設などの「現物支給」が原則だが、米国などでは、災害後の初期段階で被災者への「現金

支給」が行われている。日本でも、被災者には柔軟に現金の給付を行うべきだろう。現金を支給して、家やマンションを買うなり、借りるなり、住む場所を自由に選んでもらえば、生活再建の助けになるはずだ。

しかし、日本では阪神大震災の時にそうだったように、被災者からの住宅再建に対する公的支援の要求に対し、国は「個人補償はしない」とかたくに拒んできた。まさに制約にとらわれてきたことの表れと言える。

98年に成立した「被災者生活再建支援法」も、当初は支

た考えに基づいて被災地に本

そもそも、「災害対策基本

1995年の阪神大震災後、国は被災地支援のために数々の法改正を行い、新たな施策を打ち出したが、いずれも既存法令の拡大解釈や予算上乗せなどの追加、拡大措置にとどまり、抜本的な新規立法はなかった。官僚が既存制度の枠内で対応し、従来の制約にとらわれたためだ。政府は、今回の災害を受け、復興に向けて大胆な施策を実施できる根拠法の制定を急ぐべきだ。